

公園緑地工事共通仕様書  
新旧対照表

令和6年5月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

公園緑地工事共通仕様書 令和5年5月版	令和6年5月改定	改定理由等
<p style="text-align: center;"><b>第2章 植栽</b></p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(3) パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 植栽</b></p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(3) パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。</p>	誤植
<p style="text-align: center;"><b>第4章 施設整備</b></p> <p>第3節 給水設備工</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>4-3-2 材料</p> <p>1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS B 2061 （給水栓）</p> <p>JIS B 2062 （水道用仕切弁）</p> <p>JIS B 2220 （鋼製管フランジ）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS B 8331 （多翼送風機）</p> <p>JIS B 8372-1（空気圧－空気圧用減圧弁－第1部：供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項）</p> <p>JIS G 3443 （水輸送用塗覆装鋼管）</p> <p>JIS G 3448 （一般配管用ステンレス鋼管）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JWWA G 115 （水道用ステンレス鋼管）</p> <p>JWWA G 116 （水道用ステンレス鋼管継手）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JWWA K 129 （水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管）</p> <p>JWWA K 130 （水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手）</p> <p>JWWA K 131 （水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管）</p> <p>JWWA K 132 （水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）</p> <p>JWWA K 140 （水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 施設整備</b></p> <p>第3節 給水設備工</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>4-3-2 材料</p> <p>1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS B 2061 （給水栓）</p> <p>JIS B 2062 （水配管用仕切弁）</p> <p>JIS B 2220 （鋼製管フランジ）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS B 8331 （多翼送風機）</p> <p>JIS B 8372-1（空気圧－空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁）</p> <p>JIS G 3443 （水輸送用塗覆装鋼管）</p> <p>JIS G 3448 （一般配管用ステンレス鋼管）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JWWA G 115 （水道用ステンレス鋼管）</p> <p>JWWA G 116 （水道用ステンレス鋼管継手）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JWWA K 129 （水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管）</p> <p>JWWA K 130 （水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手）</p> <p>JWWA K 131 （水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管）</p> <p>JWWA K 132 （水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）</p> <p>JWWA K 140 （水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）</p>	<p style="text-align: center;">JIS 名称変更</p> <p style="text-align: center;">JIS 名称変更</p> <p style="text-align: center;">誤植</p> <p style="text-align: center;">誤植</p> <p style="text-align: center;">誤植</p> <p style="text-align: center;">誤植</p>
<p>第4節 雨水排水設備工</p> <p>4-4-2 材料</p> <p>1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上</p>	<p>第4節 雨水排水設備工</p> <p>4-4-2 材料</p> <p>1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上</p>	

公園緑地工事共通仕様書 令和5年5月版	令和6年5月改定	改定理由等
<p>の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品ー種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p>JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品ー性能試験方法通則)</p>	<p>の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品ー種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p>JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法通則)</p>	誤植
<p>第5節 汚水排水設備工</p> <p>4-5-2 材料</p> <p>1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品ー種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p>JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品ー性能試験方法通則)</p> <p>JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則)</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)</p> <p>JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)</p>	<p>第5節 汚水排水設備工</p> <p>4-5-2 材料</p> <p>1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品ー種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p>JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法通則)</p> <p>JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則)</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)</p> <p>JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)</p>	誤植          誤植          誤植
<p>4-6-2 材料</p> <p>1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法ー波付硬質合成樹脂管付属書1)</p> <p>JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備)</p>	<p>4-6-2 材料</p> <p>1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法ー波付硬質合成樹脂管付属書1)</p> <p>JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備)</p>	誤植
<p>4-9-2 材料</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(2) ステンレス系</p> <p>JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)</p>	<p>4-9-2 材料</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(2) ステンレス系</p> <p>JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)</p>	誤植
<p>4-12-2 材料</p> <p>1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS K 6807 (ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法)</p>	<p>4-12-2 材料</p> <p>1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS K 6807 (木材用ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法)</p>	JIS 名称変更

公園緑地工事共通仕様書 令和5年5月版								令和6年5月改定								改定理由等	
第13節 施設仕上げ工 中略 表3-2 オイルステインワニス塗り								第13節 施設仕上げ工 中略 表3-2 オイルステインワニス塗り									
工程		塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )	放置時間	工程		塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)		塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )
		規格番号	規格名称	規格種別					規格番号	規格名称	規格種別					規格番号	
1	素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による								1	素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による					
2	着色 (1回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10	2	着色 (1回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10
3	ふき取り	全面布片でふき取る								3	ふき取り	全面布片でふき取る					
4	着色 (2回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10	4	着色 (2回目)		油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10
5	ふき取り	全面布片でふき取る								5	ふき取り	全面布片でふき取る					
6	色押さえ	JIS K 5431	セラックニス類	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。	24	<del>6</del>	<del>色押さえ</del>	<del>JIS K 5431</del>	<del>セラックニス類</del>	<del>1種</del>	<del>変性アルコール</del>	<del>10以下</del>		<del>24</del>
7	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下			-	<del>7</del>	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による。
第5章 グラウンド・コート整備 中略								第5章 グラウンド・コート整備 中略									
第4節 スタンド整備工 中略								第4節 スタンド整備工 中略									
5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5551 (構造用さび止めペイント) JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)								5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5551 (構造物用さび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) <del>JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)</del>								誤植 誤植	
																JIS 規格廃止	

公園緑地工事共通仕様書 令和5年5月版	令和6年5月改定	改定理由等
<p>第5節 グラウンド・コート施設整備工</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>7.さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS K 5551 (構造用さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</p> <p>JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)</p>	<p>第5節 グラウンド・コート施設整備工</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>7.さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>JIS K 5551 (構造物用さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</p> <p>JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)</p> <p><del>JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)</del></p>	<p></p> <p>誤植</p> <p>誤植</p> <p>JIS 規格廃止</p>